



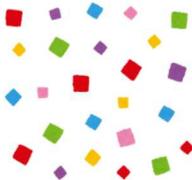
かんざきししゅわげんご 神埼市手話言語コミュニケーション条例 じょうれい

せいしきめいしょ
正式名称

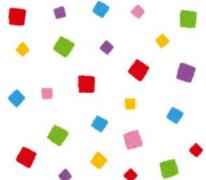
かんざきししゅわげんご ふきゅう よりよび しよう とくせい おう
神埼市手話言語の普及 及び 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
じゅだん りょう そくしん かん じょうれい

2025年(令和7年10月1日施行)

かんざきし しょう う む し み ん た が さ さ
神埼市では、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いに支えあう
しゃかい じつげん め ざ と く ひと しゅわ げんご
社会の実現を目指しています。その取り組みの一つとして、手話を言語として
みと しょう ひと しゅだん りかい りょう そくしん
認め、障がいのある人とのコミュニケーション手段を理解し、利用を促進して
いく、「神埼市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。



じょうれいせいいてい もくでき 条例制定の目的



しゅわげんご ふきゅう 手話言語の普及



しゅわ しゃ せいかつ
手話はろう者にとって生活するためになくてはならないものであり、日本語や英語などと同じよう
ひと げんご ひろ
に、一つの言語であることを広めていきます。



じょう とくせい おう 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進



こえ もじ じょうほう て いれる かんが つた むずか じょう しゃ じぶん
声や文字では情報を手に入れることや、考えを伝え合うことが難しい障がい者が、自分にあった
コミュニケーション手段を利用できるようにしていきます。



きほんりねん 基本理念

- 障がいの有無に関係なく、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会を目指すために、手話を言語として理解し、個々の障がいに合ったコミュニケーション手段の利用を促す。
- 手話はろう者が大切にしてきた文化的な財産として普及を進める。
- 障がい者が自立した生活を送れるよう、必要なコミュニケーション手段を選択・利用できる機会を確保し、広げていく。



し せきむ 市の責務

- ① 手話への理解促進
- ② 手話の普及
- ③ 関係団体や県等と連携



しみん やくわり 市民の役割

- 市が推進する施策に協力するよう努める



じ ぎょうしゃ やくわり 事業者の役割

- ① 市が推進する施策に協力するよう努める
- ② 障がいのある方が特性に合わせたコミュニケーション手段を利用できるよう合理的配慮を行う

かんざきしきょじゅう ちゅうかくしょう しゃ かた しゅわづやく
神埼市居住の聴覚障がいの方は、手話通訳・

ようやくひときしや はけんいらい
要約筆記者を派遣依頼することができます。

くわしくは、障がい者支援室までお尋ねください。

【お問い合わせ先】

かんざきしきょじゅう しゃしえんしつ
神埼市障がい者支援室

しよう しゃしえんかかり
障がい者支援係

TEL:0952-37-0111

FAX:0952-52-1270